

千葉県報

第12994号

定
例

平成27年2月13日

附 則

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
告示

千葉県告示第五十四号
平成二十六年千葉県告示第三百三十三号（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（二件）

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

七
件

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見の概要
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
建設業法に基づく処分

包括外部監査の結果に係る措置の通知の公表

入札公告（六件）

公安局委員會規則

茨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

10

千葉県公安委員会規則第2号
千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県公安委員会委員長 佐藤 健太郎

(仮称) 市川市地域振興施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、平成二十一年度に開通予定となつてゐる東京外かく環状道路（高速自動車国道に併設される一般国道二百九十八号を含む。以下「外環道」といふ。）の整備が進む中で、外環道路利用者のサービスエリアなどの休憩施設を市川市国分六丁目地内に整備する事業と並行して、市川市が地元農産物や市の特産品などを販売し、施設利用者や地域住民の交流を図る地域振興施設（以下「本施設」という。）を整備する事業であり、本施設の完成後には、市川市が休憩施設と本施設を併せて「（仮称）道の駅いちかわ」として一体的に管理運営するとしており、本件事業は法第三条第三十二号に掲げる地方公